

# 公衆衛生

## I. 医事・薬事

### 1. 医務関係業務

事業名 医務関係業務 (担当課 保健所 総務医薬課)

事業開始年度	平成20年度 (中核市移譲事務)		
6年度予算	—	前年度決算	—
補助率	—	根拠法令等	医療法 臨床検査技師等に関する法律等

#### (1) 医療従事者の免許申請の受付

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師免許などの申請、書換等の受付

#### ○免許申請状況

(令和5年度)

免許区分	登録	書換	再交付	抹消
医師	58	35	2	6
歯科医師	2	2	0	1
薬剤師	35	44	1	1
保健師	22	30	1	0
助産師	16	8	0	0
看護師	254	166	26	3
准看護師	58	26	9	0
診療放射線技師	6	1	0	0
臨床検査技師	27	10	1	0
理学療法士	48	16	1	0
作業療法士	23	11	1	0
衛生検査技師	0	0	0	0
視能訓練士	3	0	0	0
管理栄養士	12	21	2	0
栄養士	30	22	5	0
計	594	392	49	11

- (2) 医療関係施設の許可、届出等の受付  
 病院、診療所、歯科診療所、施術所、衛生検査所等の許可、届出等の受付

○申請・届出受理件数

(令和5年度)

	病院	一般診療所	歯科診療所	施術所	衛生検査所	その他
開設許可	0	7	1	—	1	—
変更許可	61	24	4	—	1	—
使用許可	44	10	0	—	—	0
開設届	0	5	4	21	—	5
変更届	5	41	31	73	6	0
再開・休廃止届	0	30	12	22	0	5
X線関係	46	37	22	—	—	—
その他	17	40	0	4	0	0
計	173	193	74	120	8	10

- (3) 医療法人の認可、届出等の受付  
 医療法人の定款変更等の認可申請、決算、役員変更等の届出の受付

○申請・届出受理件数

(令和5年度)

決算届	定款変更	役員変更	登記完了	決算届閲覧その他
203	15	91	157	49

- (4) 医療関係施設への立入検査の実施  
 病院、診療所等の医療関係施設に対し、医療法その他法令に規定されている基準が遵守され適正な管理が行われているかについて検査する。

○対象施設数と年間の検査実施割合

令和6年3月31日現在

	病院	有床診療所	無床診療所	歯科診療所	助産所	衛生検査所	歯科技工所	施術所
施設数	32	46	264	196	7	3	75	314
年間の実施割合	1/1	1/3	1/5	1/5	1/3	1/2	必要に応じて	必要に応じて
実施件数	32	17	48	30	0	1	—	—

## 2. 医務等指導管理事業

事業名 医務等指導管理事業（担当課 保健所 総務医薬課）

事業開始年度	平成20年度（中核市移譲事務）		
6年度予算	787千円	前年度決算	170千円
補助率	—	根拠法令等	医療法 臨床検査技師等に関する法律等

### （1）精度管理事業の実施

目的 医療機関からの検体検査を行う衛生検査所の検査精度の質的向上を図ることにより、医療の向上に寄与する。

事業内容 衛生検査所に対して既知検体による精度管理を毎年、立入検査を2年に一度行う。立入検査時には、精度管理専門委員を派遣し、検体検査の精度管理に係る指導を行う。  
また、精度管理専門委員会を福岡県及び保健所設置市合同で年2回開催し、1月下旬から2月上旬頃に、福岡県全体の検査結果報告会を実施する。

○令和5年度実績

立入検査：1施設

精度管理専門委員会：2回開催（8月、11月）、検査結果報告会（2月）

### （2）医療安全研修会の実施

目的・内容 医療安全対策を充実させることを目的に、講師に依頼し医療安全の研修会を開催し、久留米市内の医療機関に医療の安全に関する情報を提供する。

○令和5年度実績（動画配信により開催）

演 題：「感染対策の原則と5類移行後のCOVID-19」

「久留米市の結核の現状について」

「アンコンシャスバイアスと男女共同参画」

実施日：令和5年10月16日

実施場所：「Webex Meetings」を利用したオンライン研修会

アーカイブ配信期間：令和5年10月17日から11月6日

アーカイブ配信方法：YouTube内「久留米市公式チャンネル」

### （3）医療安全相談窓口

目的・内容 患者、家族などからの医療に関する心配や相談等に対応し、また、医療提供施設に患者、家族の相談等の情報を提供することを通じて、医療提供施設における患者サービスの向上を図り、医療の安全と信頼を高める。

○医療安全相談の状況

令和6年3月31日現在

年度	相談件数	主な相談内容
R4	270件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療行為や医療内容</li> <li>・ 医療機関の従事者の接遇</li> <li>・ 医療機関の紹介、案内 など</li> </ul>
R5	320件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療行為や医療内容</li> <li>・ 医療機関の従事者の接遇</li> <li>・ 医療機関の紹介、案内 など</li> </ul>

### 3. 薬務関係業務

事業名 薬務関係業務 (担当課 保健所 総務医薬課)

事業開始年度	平成20年度(中核市移譲事務)		
6年度予算	—	前年度決算	—
補助率	—	根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等

(1) 薬局、医薬品販売業等の許可及び監視等

薬局、医薬品販売業(店舗販売業)及び医療機器販売貸与業の許可及び届出等の受付

薬局、医薬品販売業者(店舗販売業者)及び医療機器販売貸与業者に対して医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく監視指導を実施

○薬局、医薬品販売業等に係る申請等事務取扱状況 (令和5年度)

	新規許可/届出	更新	変更	休廃止
薬局	11	37	509	10
薬局製剤製造販売業	1	1	0	3
薬局製剤製造業	1	1	1	3
店舗販売業	5	12	217	4
高度管理医療機器等販売貸与業	24	17	101	24
管理医療機器販売貸与業	40	—	36	9
計	82	68	864	53

○薬局、医薬品販売業等の施設数及び監視件数 (令和5年度)

	施設数	監視件数
薬局	206	76
薬局製剤製造販売業	5	1
薬局製剤製造業	5	1
店舗販売業	62	22
高度管理医療機器等販売貸与業	215	35
管理医療機器販売貸与業	1,232	1
計	1,725	136

(施設数：令和6年3月31日現在)

(2) 毒物劇物販売業等の登録及び監視等

毒物劇物販売業の登録及び届出等の受付、毒物劇物業務上取扱者の届出の受付

毒物劇物販売業者及び毒物劇物業務上取扱者に対して毒物及び劇物取締法に基づく監視指導を実施

○毒物劇物販売業及び毒物劇物業務上取扱者に係る申請等事務取扱状況

(令和5年度)

		新規登録 ／届出	登録 更新	変更	廃止	取扱責任者 設置／変更	登録票 書換え	登録票 再交付
毒物劇物 販売業	一般販売業	5	16	7	7	11	1	0
	農薬用品目 販売業	0	5	1	0	4	0	0
	特定品目 販売業	0	2	1	0	1	0	0
毒物劇物業務上取扱者		0	—	0	0	0	—	—
計		5	23	9	7	16	1	0

○毒物劇物販売業の施設数及び監視件数 (令和5年度)

	施設数	監視件数
一般販売業	99	35
農薬用品目販売業	26	8
特定品目販売業	10	2
計	135	45

(施設数：令和6年3月31日現在)

○毒物劇物業務上取扱者の施設数及び監視件数 (令和5年度)

	施設数	監視件数
電気めっき業	1	0
運送業	1	0
計	2	0

(施設数：令和6年3月31日現在)

(3) 不正大麻・けしの抜去等

不正大麻・けし撲滅運動期間(5月・6月)における不正大麻・けしの抜去等

○実績(令和5年度)

市内19ヶ所で、合計1,234株の植えてはいけない「けし」を抜去・焼却処分

## 4. 薬務等指導管理事業

事業名 薬務等指導管理事業（担当課 保健所 総務医薬課）

事業開始年度	平成20年度（中核市移譲事務）		
6年度予算	1,110千円	前年度決算	490千円
補助率	—	根拠法令等	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律等

### （1）薬物乱用防止普及啓発

目的 薬物乱用防止に関する正しい知識の普及啓発を図ることを目的とする。

事業内容 ①薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーン

○啓発資材（リーフレット、ウエットティッシュ）の配布

○募金活動（国連支援基金）

○通行者への呼びかけ

○啓発用ポスター等掲示

○参加団体：ボーイスカウト、ガールスカウト、保護司会、ライオンズクラブ、久留米三井薬剤師会、BBS連盟、久留米警察署

○令和5年度実績

実施日：令和5年6月25日（日）

場所：西鉄久留米駅、西鉄久留米バスセンター内

参加者数：101名

②薬物乱用防止啓発資材の作成、配布

○小・中・高等学校、大学等へのリーフレット、クリアファイルの配布

### （2）有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく事務の実施

目的 有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、市民の健康の保護に資することを目的とする。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の規定に基づき、試買検査等を実施する。

事業内容 市販されている対象家庭用品を購入し、有害物質の含有率が基準に適合しているかどうか、検査を行う。

○有害物質：ホルムアルデヒド、塩化水素、硫酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム等

○対象家庭用品：繊維製品、家庭用洗剤、住宅用洗剤等

○試買検査件数及び検査項目（令和5年度実績）

区分	項目	ホルムアルデヒド			塩化水素・硫酸	水酸化ナトリウム・水酸化カリウム	計
		生後24月以内のもの	生後24月以内を除くもの	計			
試験検査件数合計		13	5	18	1	1	20
繊維製品	おしめカバー	1	0	1	0	0	1
	よだれ掛け	1	0	1	0	0	1
	下着	1	1	2	0	0	2
	中衣	0	0	0	0	0	0
	外衣	1	0	1	0	0	1
	手袋	2	1	3	0	0	3
	くつ下	2	2	4	0	0	4
	帽子	2	0	2	0	0	2
	寝衣	1	1	2	0	0	2
	寝具	2	0	2	0	0	2
	その他	0	0	0	0	0	0
家庭用化学製品	住宅用洗剤	0	0	0	1	0	1
	家庭用洗剤	0	0	0	0	1	1

## 5. 久留米市献血推進協議会助成事業

事業名 久留米市献血推進協議会助成事業（担当課 保健所 総務医薬課）

事業開始年度	平成22年度		
6年度予算	1,809千円	前年度決算	1,809千円
補助率	—	根拠法令等	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

目的 献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう必要な措置を講じるため、献血推進協議会を市社会福祉協議会の中に組織させ、その事業の補助を行う。

事業内容 献血推進協議会が行う主な推進事業は以下のとおり

○計画的な献血会の実施

- ・献血推進委員会と連携し、計画的な献血会を実施
- ・巡回広報及び校区行事での広報
- ・安全な血液を安定的に確保するため、400ml献血を推進

○広報啓発の推進

- ・献血会日程チラシの作成配布、ポスターの掲示、広報車での献血参加の呼びかけ、ホームページのほか、フェイスブック・X（旧ツイッター）などのSNSを活用した広報を実施
- ・若年協力者を確保するため、高等学校、専門学校、大学等に対して働きかけを実施
- ・小中高等学校における出前講座「献血セミナー」を開催

○献血推進委員会等の関係団体との連携強化

- ・事業への理解を促進するため、研修活動を実施
- ・活動活性化への意識の高揚のため、献血運動推進大会等への参加促進
- ・健康の確保及び献血の推進のため、健康講座や食生活改善の取り組み等との連携強化

## Ⅱ. 衛生対策

### 1. 食品衛生事業

事業名 食品衛生事業 (担当課 保健所 衛生対策課)

事業開始年度	平成20年度(中核市移譲事務)		
6年度予算	23,883千円	前年度決算	22,024千円
補助率	—	根拠法令等	食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律等

目的 「食」は人の健康を維持していくなかで、最も基本となるものであるため、食品の生産から消費にいたるまでの実態や食中毒等の健康被害の発生状況等を明らかにして的確な対応を実施するとともに、本市の地域特性に加え、食品に対する監視指導の実施体制に基づく実行性等を考慮し、効率的かつ効果的な食品衛生行政を推進することにより、市民の「食」に関する安全・安心を確保する。

#### (1) 食品営業施設等の許可、届出及び監視指導

事業内容 食品衛生法に基づき、食品営業許可申請をもとに業種毎の基準について事前指導を行い、現地確認のうえ、許可を行う。(許可対象外の業種については、届出を受ける。)

また、監視指導を行う。

- ① 食品衛生法に基づく営業施設の許可、届出
- ② 同法に基づく監視指導の実施
- ③ 収去検査を行い、食品営業者等への衛生指導の実施

#### (2) 食中毒等の防止対策と対応

事業内容 「久留米市食中毒調査マニュアル」に基づき、平常時における体制を整備するとともに、食中毒発生時においては福岡県及び関係部局等と緊密な連携を図りながら、被害の拡大と再発を防止するため、汚染源の遡り調査を積極的に行い、迅速かつ的確な原因究明調査を実施する。

- ① 食中毒等健康被害発生時の原因究明
- ② 食中毒防止のための啓発活動
- ③ 食品衛生法違反に対する改善指導・命令等及び事件の公表

#### (3) 特別監視

事業内容 ① 夏期・年末食品等一斉監視

食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末においては、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえて、監視指導を重点的に実施する。

② 集団給食施設一斉監視

食中毒の原因施設として、上位を占める集団給食施設等の監視指導を実施し、食中毒の発生防止を図る。

③ フグ監視

水産物の大量かつ広域流通する拠点である水産物市場において、有毒魚(ドクサバフグ、種類不明フグ)が流通しないよう監視指導を実施するとともに、魚介類販売者や飲食店営業者のうち、フグ取扱い施設に積極的に情報提供を行い、フグによる食中毒の発生を防止する。



(4) 食品衛生に関する普及啓発

事業内容 食品の製造・加工技術の進歩に伴い、食品の流通は広域化し、また、輸入食品の増大等、食品を取り巻く環境は著しく変化している。これに伴い食品業界や消費者に対し、食品衛生に関する知識の向上及び食品衛生思想の普及啓発を図る。

内 容	参加者数	回数
営業者を対象とする講習会	506	11
集団給食関係者を対象とする講習会	26	1
その他（消費者等）を対象とする講習会	152	7
計	684	19

○改正食品衛生法に基づく許可を要する営業施設

業 種	施設数	監視数
飲食店営業	2,280	771
調理の機能を有する自動販売機	6	3
食肉販売業	60	35
魚介類販売業	51	44
魚介類競り売り営業	1	4
集乳業	0	0
乳処理業	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0
食肉処理業	9	7
食品の放射線照射業	0	0
菓子製造業	253	112
アイスクリーム類製造業	7	9
乳製品製造業	0	0
清涼飲料水製造業	13	14
食肉製品製造業	5	6
水産製品製造業	10	12
食用油脂製造業	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	11	5
酒類製造業	16	3
豆腐製造業	6	10
納豆製造業	0	0
麺類製造業	18	10
そうざい製造業	146	64
複合型そうざい製造業	3	3
冷凍食品製造業	29	6
複合型冷凍食品製造業	3	2
漬物製造業	46	31
密封包装食品製造業	7	5
食品の小分け業	5	1
添加物製造業	2	0
合 計	2,987	1,157

○旧食品衛生法に基づく許可を要する営業施設

業 種	施設数	監視数
飲食店営業	1,977	241
菓子（パンを含む）製造業	221	24
乳製品製造業	2	0
魚介類販売業	53	31
魚介類せり売り営業	0	0
魚肉ねり製品製造業	4	4
食品の冷凍又は冷蔵業	18	4
かん詰又はびん詰食品製造業	6	0
喫茶店営業	70	0
あん類製造業	2	0
アイスクリーム類製造業	7	4
食肉処理業	9	19
食肉販売業	84	33
食肉製品製造業	4	10
乳酸菌飲料製造業	1	2
みそ製造業	6	1
醤油製造業	4	5
ソース類製造業	1	0
酒類製造業	3	4
豆腐製造業	6	3
納豆製造業	1	0
めん類製造業	12	2
そうざい製造業	72	17
添加物（規格が定められた）製造業	3	0
清涼飲料水製造業	3	1
合 計	2,569	405

## ○届出を要する営業施設

業 種		施設数	監視数
旧許可業 種であつ た営業	魚介類販売業（包装済みの魚 介類のみの販売）	80	5
	食肉販売業（包装済みの食肉 のみの販売）	135	5
	乳類販売業	288	24
	氷雪販売業	3	0
	コップ式自動販売機（自動洗 浄・屋内設置）	199	3
販売業	弁当販売業	42	0
	野菜果物販売業	101	8
	米穀類販売業	36	0
	通信販売・訪問販売による販 売業	8	0
	コンビニエンスストア	120	4
	百貨店、総合スーパー	78	42
	自動販売機による販売業（コ ップ式自動販売機（自動洗浄 ・屋内設置）を除く）	98	16
	その他の食料・飲料販売業	884	22
製造・ 加工業	添加物製造・加工業（法第13 条第1項の規定により規格が定 められた添加物の製造を除く）	0	0
	いわゆる健康食品の製造・加 工業	6	0
	コーヒー製造・加工業（飲料の 製造を除く）	26	0
	農産保存食料品製造・加工業	36	0
	調味料製造・加工業	27	2
	精穀・製粉業	9	0
	製茶業	5	0
	海藻製造・加工業	2	0
	卵選別包装業	1	0
	その他の食料品製造・加工業	77	5
上記以外 のもの（ 改正法に よる改正 後の法第 68条第3 項におい て準用さ れるもの を含む）	行商	26	0
	集団給食施設	101	81
	器具、容器包装の製造・加工 業（合成樹脂が使用された器 具又は容器包装の製造・加工 に限る）	4	0
	露店、仮設店舗等における飲 食の提供のうち、営業とみな されないもの	1	0
	その他	9	0
合 計		2,402	217

※施設数は、令和6年3月31日現在

※監視数は令和5年度実績

### (5) 食鳥検査業務

事業内容 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「食鳥処理法」という。）第15条に規定する大規模食鳥処理場における食鳥検査業務に関しては、食鳥処理法に基づき、指定検査機関である「公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会」において実施。

対象施設		対象施設数	食鳥処理羽数（令和5年度）
食鳥処理場	大規模	2施設	3,281,909羽
	認定小規模	1施設	10,287羽

## 2. 食品衛生協会助成事業

事業名 食品衛生協会助成事業（担当課 保健所 衛生対策課）

事業開始年度	—		
6年度予算	2,300千円	前年度決算	2,300千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 食品の安全を確保し、食中毒を防止することで市民の健康増進を図ることを目的に、食品等事業者の食品衛生思想の向上と自主管理体制の確立に取り組んでいる久留米市食品衛生協会に対して事業費補助を行う。

## 3. 生活衛生事業

事業名 生活衛生事業（担当課 保健所 衛生対策課）

事業開始年度	平成20年度（中核市移譲事務）		
6年度予算	395千円	前年度決算	173千円
補助率	—	根拠法令等	理容師法、美容師法等

目的 市民生活に深く影響する生活衛生関係営業施設、特定建築物、専用水道、簡易専用水道、温泉、化製場等の許可や届出の受理及びこれら施設等に対する監視指導を行うことにより、生活衛生の向上を図り、市民の健康を守る。

### (1) 生活衛生関係営業

事業内容 理美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場等の施設の不適切な衛生管理に起因する市民の健康被害を防止するため、届出の受理及び許可を行い、当該施設の確認及び監視指導を行う。特に、浴槽等を有する施設に対して、レジオネラ症防止のため立入り指導及び浴槽水の行政検査を行う。

### (2) 水道

事業内容 水道法に定める「専用水道」（101人以上の居住者に給水する自家用水道施設等又は飲用、炊事もしくは浴用等生活の用に供する水を一日最大20m<sup>3</sup>を超えて給水する施設）及び「簡易専用水道」（上水道から受ける水のみを水源とし受水槽の有効容量の合計が10m<sup>3</sup>を超えるもの）の設置に対する届出の受理及び必要な指導を行う。

(3) 特定建築物

事業内容 興行場、百貨店、店舗、事務所、共同住宅、学校等の用に供され、特定用途に使用される延べ面積3,000㎡以上の建築物（学校については8,000㎡以上）で、多数の者が使用し又は利用する施設について、届出の受理及び衛生的な居室環境等が確保されるよう、施設内の空調・給排水関係設備等の保守・点検・維持管理について、必要な指導を行う。

(4) 温泉

事業内容 温泉を公共の浴用又は飲用に供するための許可や、成分揭示届の受理、衛生的管理等について必要な指導を行う。

(5) ①化製場

事業内容 化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）に基づき獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）または魚介類・鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他のものを製造するために設けられた施設に対する許可及び指導を行う。

②死亡獣畜取扱場

事業内容 化製場法に基づき、死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却するために設けられた施設又は区域に対する許可及び指導を行う。

③動物飼養・収容（平成10年度～）

事業内容 化製場法に基づき、規定数（下記のとおり）以上の頭数の動物を飼養・収容する場合の許可及び指導を行う。

- ・牛 1頭
- ・馬 1頭
- ・豚 1頭
- ・めん羊 4頭
- ・山羊 4頭
- ・犬 10頭
- ・鶏 100羽（30日未満の雛を除く）
- ・アヒル 50羽（30日未満の雛を除く）

○生活衛生関係 施設数（単位：件）

（令和6年3月31日現在）

興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		旅館	遊泳用プール	特定建築物	動物飼養施設
	普通	その他			洗濯	取次所				
20	0	34	299	829	60	167	69	9	80	37

○生活衛生関係 監視件数（単位：件）

（令和5年度）

興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	旅館	遊泳用プール	特定建築物	動物飼養施設
0	30	43	128	13	8	9	1	3

## 4. 狂犬病予防対策事業

事業名 狂犬病予防対策事業（担当課 保健所 衛生対策課：動物管理センター）

事業開始年度	—		
6年度予算	11,483千円	前年度決算	9,105千円
補助率	—	根拠法令等	狂犬病予防法等

目的 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づいて、獣医師会等との緊密な連携をとり、狂犬病予防集団注射の実施、放浪犬の捕獲、捕獲犬の返還業務のほか、犬による咬傷事故処理等を行い、飼育者に対して「動物の正しい飼い方」を指導し、地域住民の生活に密着したきめ細かな業務の推進を図り、動物による苦情の早期解決に努めている。

### (1) 畜犬登録

事業内容 狂犬病予防法に基づき、生後91日以上の子犬の飼い主は、犬を登録することが義務付けられており、動物管理センター及び各総合支所で犬の登録及び鑑札の交付を行っている。

### (2) 狂犬病予防注射

事業内容 狂犬病予防法に基づき、生後91日以上の子犬の飼い主は、毎年1回、4月から6月までの間に飼育犬に対して狂犬病予防注射を受けさせる義務があるため、4月に市内約60カ所の会場で集団注射を実施している。

また、市内の各動物病院では随時、狂犬病予防注射接種時に鑑札の交付や注射済票の交付を受けることができる。

○畜犬登録数（単位：件）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
登録数	16,878	16,754	15,998	16,043	16,480	16,256	16,505	16,865	16,860	16,892
注射済票交付数	9,255	9,102	8,780	8,813	8,629	8,791	7,910	8,704	8,596	8,473

### (3) 放浪犬等の保護・捕獲（平成20年度～ 中核市に伴う移譲事務）

事業内容 放浪犬・野犬の発見・保護のため、市民からの通報や依頼に基づいて市内の巡回パトロールを行い、犬の保護（捕獲）を行う。保護した犬は、動物管理センターで一定期間抑留し、飼い主からの引き取りの申し出を待つ。返還されなかった犬については、譲渡情報を市のホームページへ掲載したり、ボランティアの方へも協力を仰ぎ、飼育を希望する新たな飼い主に譲渡する。

○捕獲返還頭数（単位：頭）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
捕獲頭数	72	65	56	37	51	44	49	31	19	24
返還頭数	31	37	33	24	33	26	33	24	16	18
抑留中死亡	0	2	3	1	2	1	0	1	0	0

## 5. 動物愛護事業

事業名 動物愛護事業 (担当課 保健所 衛生対策課：動物管理センター)

事業開始年度	—		
6年度予算	—	前年度決算	—
補助率	—	根拠法令等	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等

### (1) 動物の適正飼養啓発

事業内容 犬・猫の糞、尿などの悪臭などへの苦情対応として、久留米市地区環境衛生連合会と連携して啓発看板を作成し校区ごとに配布している。

特に苦情の多い地域に対しては、現地での巡回指導、飼い主等の対象者への直接指導を実施。また公園や空き地等での野良猫への無責任な餌やりをやめるよう呼びかけを行っている。

### (2) 飼えなくなった犬・猫の引取 (平成20年度～ 中核市に伴う移譲事務)

事業内容 飼い主がやむを得ぬ事情により所有権を放棄する犬・猫を動物管理センターで引き取り、譲渡情報を市のホームページへ掲載したり、ボランティアの方へも協力を仰ぎ、飼育を希望する新たな飼い主に譲渡する。

○飼えなくなった犬・猫の引取数 (令和5年度)

区分	成犬	子犬	成猫	子猫	計
頭数	9	0	31	2	42

### (3) 動物取扱業関係 (平成21年度～ 福岡県事務処理の特例に関する条例による移譲事務)

事業内容 第一種動物取扱業者 (動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、その他政令で定める取扱いを業として行う者) の登録及び第二種動物取扱業 (譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示) の届出に係る事務及び施設の監視指導等を行っている。

○登録数・届出数 (令和6年3月31日現在)

第一種動物取扱業の登録数は163 (施設実数125)

第二種動物取扱業の届出数は6施設

### (4) 特定動物関係 (平成21年度～ 福岡県事務処理の特例に関する条例による移譲事務)

事業内容 国が定めた危険な動物 (特定動物) を飼養する場合の許可に係る事務及び飼養にあたっての指導等を行っている。

許可動物は3種類、許可施設は3施設。(令和6年3月31日現在)

### (5) 犬・猫の譲渡事業 (平成20年度～)

事業内容 動物管理センターに収容された犬・猫について、譲受け希望者 (個人又はボランティア) に対し譲渡を行っている。譲受け希望者に対しては、事前講習を実施し、法令遵守や終生飼養について啓発を行っている。

○犬・猫の譲渡数

(単位：頭)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
犬の譲渡数	65	50	38	41	66	31	33	19	20	18
猫の譲渡数	54	61	64	61	85	95	94	60	48	52

(6) 動物愛護及び適正飼養に関する取組みを推進するための啓発（平成27年度～）

事業内容 市民に広く動物愛護や適正飼養に関して啓発するため、DVD上映やチラシ等啓発資料の配布、パネル展示等の活動を行っている。

- ・令和4年度は、「マナビランド」に出展したほか、市庁舎くるみホールにて動物愛護週間のパネル展示を行った。

(7) 犬の飼い方・しつけ方教室

事業内容 犬の飼い主が適正飼養の重要性を理解し、犬が適正に管理されるように、犬の訓練士・トレーナーによる犬の飼い方・しつけ方教室を開催している。

- ・令和4年度は、（公財）久留米市都市公園管理センターと共同により、リバーサイドドッグランにて、開催した。

## 6. どうぶつ「YOU・友」事業推進協議会助成事業

事業名 どうぶつ「YOU・友」事業推進協議会助成事業（担当課保健所衛生対策課：動物管理センター）

事業開始年度	平成7年度		
6年度予算	900千円	前年度決算	900千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 人と動物の調和の取れた共生を目指し、関係機関の協力によって動物に関する諸課題への対応を検討し、様々な動物愛護活動実施のための費用の一部として補助金を交付している。

- 構成団体 久留米市、久留米市教育委員会、久留米市獣医師会、久留米市地区環境衛生連合会（一社）九州動物福祉協会、（公財）久留米市都市公園管理センター

## 7. 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援事業

事業名 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援事業（担当課 保健所 衛生対策課：動物管理センター）

事業開始年度	平成25年度		
6年度予算	2,070千円	前年度決算	1,746千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 公園や住宅地等に生息し糞尿等の被害をもたらしている飼い主のいない猫の繁殖を抑えて、過剰繁殖による被害の拡大防止や殺処分数の削減、快適な生活環境の保持に資すること等を目的として、猫の繁殖抑制を目指す住民やボランティアの取組みを不妊・去勢手術費用の一部助成をもって支援する事業。

- 関係団体 久留米市獣医師会

## 8. 衛生検査事業

事業名 衛生検査事業 (担当課 保健所 衛生対策課)

事業開始年度	平成20年度 (中核市移譲事務)		
6年度予算	15,231千円	前年度決算	12,038千円
補助率	国一部補助	根拠法令等	食品衛生法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等

目的 保健所の生活衛生行政、食品衛生行政、感染症対策等のための科学的根拠となるデータを提供し、公衆衛生上の事故・事件等の解決に寄与する。

### (1) 食品関係検査

事業内容 食品衛生法に基づき、食品営業施設等より収去した食品の微生物検査・理化学検査や食中毒検査を実施する。

### (2) 感染症関係検査

事業内容 国の指針等に基づき、性感染症（H I V・梅毒）の検査を実施するほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症患者の接触者に対する行政検査及び感染症発生動向調査としてカルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症の検査を実施する。  
また、新型コロナウイルスPCR検査体制を整備し、民間検査機関等の補完的役割として、必要に応じて、濃厚接触者等の行政検査を実施する。

### (3) 浴槽水等検査

事業内容 公衆浴場法、旅館業法等に基づき、浴槽水等のレジオネラ属菌等の水質検査を行う。

### (4) 家庭用品検査

事業内容 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、市内で販売されている家庭用品の試買検査を行う。

### (5) 検査の精度管理

事業内容 試験検査データの信頼性を確保するため、食品衛生法に基づき、一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所が実施する外部精度管理調査に参加。また、厚生労働省が実施する外部精度管理（コレラ菌の同定検査）に参加した。



【令和5年度検査実績】

○食品収去検査実績

検査項目		検査 検体数
細菌検査	生菌数	153
	大腸菌群	134
	腸炎ビブリオ	18
	腸炎ビブリオ最確数	19
	黄色ブドウ球菌	98
	サルモネラ属菌	39
	E. coli	22
	E. coli最確数	2
	カンピロバクター属菌	6
	クロストリジウム属菌	3
乳酸菌数	4	
小計	498	
理化学検査	甘味料	44
	保存料	46
	着色料	32
	漂白剤	2
	酸化防止剤	2
	発色剤	9
	殺菌料	4
	品質保持剤	2
	酸度	2
	無脂乳固形分	6
	シアン化合物	2
	乳脂肪分	2
	比重	2
	pH	9
	小計	164
合計	662	
搬入検体数	186	

○性感染症検査実績

検査項目		検査 検体数
HIV		277
梅毒	RPR法	250
	TP抗原	278
合計		555
搬入検体数		280

○感染症患者接触者等検査実績

検査項目		検査 検体数	
3類	腸管 出血 性大 腸菌	0103	2
		0145	5
		0157	8
		型別不明	9
合計		24	
搬入検体数		24	

○食中毒検査実績

検査項目	便	拭取り	食品	菌株	検査 検体数
赤痢	34	24	0	0	58
腸管出血性大腸菌	34	24	0	0	58
病原性大腸菌	34	24	0	0	58
エシェリキア・ アルバーティ	34	24	0	0	58
非チフス性サルモネラ	34	24	0	0	58
チフス	34	24	0	0	58
パラチフスA	34	24	0	0	58
エルシニア・ エンテロコリチカ	0	0	0	0	0
黄色ブドウ球菌	34	24	0	0	58
ビブリオ・コレラ	34	24	0	0	58
ビブリオ・フルビアリス	34	24	0	0	58
ビブリオ・ミミカス	34	24	0	0	58
ナグビブリオ	34	24	0	0	58
腸炎ビブリオ	34	24	0	0	58
セレウス	34	24	0	0	58
ウェルシュ菌	34	24	0	0	58
カンピロバクター ・ジェジュニ	36	24	0	0	60
カンピロバクター ・コリ	36	24	0	0	60
エロモナス ・ハイドロフィラ	34	24	0	0	58
エロモナス ・ソビリア	34	24	0	0	58
プレジオモナス ・シゲロイデス	34	24	0	0	58
ノロウイルス	27	1	0	0	28
クドア・ セブテンブククタータ	0	0	0	0	0
サルコシステイス ・フェアリー	0	0	0	0	0
合計	711	481	0	0	1192
搬入検体数	47	24	0	0	71

○浴槽水等の検査実績

検査項目	検体数
レジオネラ属菌	45

○検査実績(CRE)

検査項目	検体数
カルバペネム耐性 腸内細菌目細菌	27

○家庭用品検査実績

検査項目	区分	検査 検体数
ホルムアルデヒド	生後24ヶ月以内の乳幼児用繊維製品	13
	繊維製品（乳幼児以外）	5
水酸化ナトリウム	家庭用洗剤	1
塩化水素	住宅用洗剤	1
合計		20
搬入検体数		20

## 9. 譲渡犬猫の健康管理事業

事業名 譲渡犬猫の健康管理事業（担当課 保健所 衛生対策課：動物管理センター）

事業開始年度	令和4年度		
6年度予算	1,766千円	前年度決算	1,217千円
補助率	—	根拠法令等	—

目的 譲渡対象の成犬・成猫に対し、事前に主要な感染症等の検査及び不妊去勢を実施し、感染症の発症や再繁殖を防ぐことを目的に実施する事業。加えて、譲渡を安定して行うためにノミ・ダニ駆除や乳飲み子用のミルクなどの物品の十分な配備を行う。

○関係団体 久留米市獣医師会

## 10. 動物管理センター移転事業

事業名 動物管理センター移転事業（担当課 保健所 衛生対策課：動物管理センター）

事業開始年度	令和5年度		
6年度予算	202,089千円	前年度決算	10,829千円
補助率	1/2	根拠法令等	—

目的 保護した犬猫の飼養環境の向上や譲渡促進のための機能を強化するとともに、浸水害のリスクをなくすことにより、動物愛護の取り組みの更なる促進を図るため、動物管理センターの移転・新設を行う。

工期（見込）

令和5年度 : 地質調査・測量・実施設計

令和5～6年度 : 造成工事

令和6年度 : 建築工事

令和7年度 : 開所

### Ⅲ. 保健予防

#### 1. 精神保健法定業務

事業名 精神保健法定業務 (担当課 保健所 保健予防課)

事業開始年度	平成20年度 (中核市移譲事務)		
6年度予算	2,515千円	前年度決算	1,362千円
補助率	—	根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

目的 精神保健に関する法令等に基づく入院等の手続きについて、適正に行うことを目的とする。

##### (1) 通報等に基づく緊急措置入院等

事業内容 精神障害者又はその疑いのある者について、ただちに入院させなければ、精神障害のために自身を傷つけ、または他人を害するおそれがある者に対し、法に規定する警察の通報等に基づき、その者について指定医の診察をさせるための手続を行う。

○精神障害者等についての通報等の数及び緊急措置入院者数 (単位：件)

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
家族等による申請 (法第22条)		0	2	0	0	1
警察官の通報 (法第23条)		22	19	22	22	25
精神科病院管理者の届出 (法第26条の2)		0	0	0	0	0
医療観察法における通報 (法第26条の3)		0	0	0	0	0
緊急措置入院者数		17	11	11	13	11

##### (2) 措置入院者等の現地診察

事業内容 措置入院者等について、当該病院において知事が指定する現地診察医の直接診察に立ち会い、入院患者の病状を把握するとともに、入院継続の要否等について検討する。

○現地診察実施数 (単位：人)

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
現地診察者数		51	28	53	52	52
現地診察結果 (入院継続)		51	28	51	52	52
現地診察結果 (措置解除)		0	0	2	0	0

##### (3) 精神科病院の实地指導

事業内容 市内10箇所の精神科病床を有する病院に対し实地指導を実施する。

##### (4) 入院届出等事務

事業内容 市内の精神科病院 (10病院) において、医療保護入院等の措置を採ったとき、退院させたときは、定められた期間内に関係書類を最寄りの保健所長に届け出る。

○医療保護入院者等の届出状況 (単位：件)

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
医療保護入院者入院届		1,530	1,764	1,867	1,910	1,884
医療保護入院者退院届		1,500	1,711	1,882	1,980	1,901

## 2. 自殺対策事業

事業名 自殺対策事業 (担当課 保健所 保健予防課)

事業開始年度	平成20年度(中核市移譲事務)		
6年度予算	8,252千円	前年度決算	7,198千円
補助率	県10/10・2/3・1/2	根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、自殺対策基本法

### (1) 精神保健相談(心の健康相談)

目的 市民の精神的健康の保持、精神疾患の早期発見、早期治療の促進を図ることを目的とする。

事業内容 ア. 対象者

精神的に不安定、依存の問題、認知症及び思春期の問題等、心の悩みを持つ本人又はその家族

イ. 相談の方法

①電話相談、窓口相談(定例外相談)

保健師等が、精神保健に関する相談を受け、助言及び情報提供を行う。

日時: 月～金曜日(年末年始、祝祭日除く) 8時30分～17時15分

②精神科医による相談(定例相談)

精神科医が、精神保健に関する相談を受け、助言・指導及び情報提供等を行う(要予約)。

日時: 毎週木曜日(年末年始、祝日、盆、第5週除く) 13時30分～15時

(令和2年3～6月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

○相談件数

(単位: 件)

区分		年度	R1	R2	R3	R4	R5
電話相談	相談件数		1,556	1,694	2,897	2,787	3,322
	相談分類(重複有)	社会復帰	455	88	19	4	14
		アルコール依存	30	25	81	86	47
		その他の依存	32	22	26	20	307
		老人保健	46	26	47	27	31
		思春期	9	13	12	12	8
		心の健康	912	1,233	2,491	2,376	2,858
		その他	213	333	299	311	307
窓口相談	相談件数		149	115	131	229	277
	相談分類(重複有)	社会復帰	45	5	6	3	2
		アルコール依存	8	2	4	8	8
		その他の依存	5	6	4	5	7
		老人保健	16	2	5	2	3
		思春期	4	3	1	0	2
		心の健康	79	77	100	152	187
		その他	35	28	21	64	65
精神科医相談	相談件数		78	50	73	64	71
	相談分類(重複有)	社会復帰	12	7	1	1	0
		アルコール依存	1	1	0	1	0
		その他の依存	4	2	5	5	5
		老人保健	3	4	5	4	4
		思春期	3	1	3	4	1
		心の健康	62	37	54	47	49
		その他	5	1	22	7	12

(2) こころの健康づくり講演会

目的 自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得る危機であり、防ぐことができる社会的な問題として認識し、こころの健康についての正しい知識と理解を深めることを目的とする。

事業内容 近年働き盛り世代の自殺率が高いこと、及び思春期におけるこころの問題が表面化してきていること等を考慮し、対象者別に特徴に応じた内容の講演会を実施する。

○実施状況

(令和元年度から令和3年度まで、市民向け講演会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

年度 \ 項目	R1	R2	R3	R4	R5
市民向け講演会参加者数(人)	0	0	0	(会場) 89 (動画) 121	151
職域向け講演会参加者数(人)	0	0	77	150	(会場)92 (web視聴)167

(3) 久留米市自殺対策連絡協議会

目的 様々な分野の関係機関・団体によって構成し、連携を強化することで、総合的かつ効果的な自殺対策を推進する。

事業内容 自殺対策に関して関係機関及び団体が効果的な連携を図るとともに、自殺対策に関する事業を推進するために必要な事項を協議・検討する。

[主な協議・検討内容]

- ①自殺の実態把握
- ②自殺対策の協議・検討
- ③自殺対策における地域ネットワークの構築
- ④その他必要な事項の協議・検討

○実施状況

年度 \ 項目	R1	R2	R3	R4	R5
開催数(回)	1	1	1	1	0
出席団体数	40	47	47	39	0

(4) 久留米市自殺対策計画推進委員会

目的 久留米市自殺対策計画の策定及び推進における進捗状況の把握及び管理等をするにあたり、参考とするため、各分野から意見を聞く。

事業内容 自殺対策計画の策定及び推進に関する必要な助言を行う。

委員構成 医療・福祉関係者、商工・労働関係者、学識経験者、地域団体、警察・救急、市民代表計17名

○実施状況

年度 \ 項目	R1	R2	R3	R4	R5
開催数(回)	1	1	1	1	4

(5) 自殺対策計画推進会議・自殺対策計画推進調整会議

目的 久留米市における自殺対策事業等の推進、自殺対策に関する情報の共有及び久留米市自殺対策連絡協議会との連携調整に関して必要な協議・検討を行う。

事業内容 自殺対策に関して関係部局が効果的な連携を図るとともに、久留米市自殺対策連絡協議会との連携調整に関して必要な協議・検討を行う。

〔主な協議・検討内容〕

- ①自殺の実態把握
- ②自殺対策の協議・検討
- ③久留米市自殺対策連絡協議会の調整・検討
- ④久留米市自殺対策計画の策定及び進捗管理等に関する審議・方針決定

○実施状況 ※令和元年度に設置要綱を改正したため、推進会議と推進調整会議の合計開催数を計上

年度	R1	R2	R3	R4	R5
項目					
開催数(回)	1	1	2	3	7

(6) 自死遺族支援事業

目的 同じ立場の自死遺族が集い、語り合うことを通して苦痛を和らげ、悲しみや社会的孤独からの回復を目指す。

事業内容 自死遺族の集い「わかち合いの会」

- ①日時：奇数月 第4火曜日 13時30分～15時30分
- ②場所：久留米市保健所

○実施状況 (令和2年4月～11月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
項目					
開催回数(回)	10	3	6	6	6
実人員(人)	5	3	8	4	6
延人数(人)	8	3	14	15	8

(7) 職域メンタルヘルス連絡会議

目的 働き盛りの中老年層の抱えるメンタルヘルス問題を把握し、事業所における心の健康づくりを推進する。

事業内容 働き盛り世代の中老年男性に的を絞り、職域と地域の連携のもと、労働者のメンタルヘルスの向上と自殺予防のための体制づくりを検討する。

また、事業所が抱える労働者のメンタルヘルス問題を把握し解決のための方策を検討する。

○実施状況

年度	テーマ	内容	出席団体数
R1	近年の労働基準法・労働安全衛生法の改正について(ハラスメント防止法を含む)	近年の長時間労働対策・ハラスメント対策についての情報提供および意見交換。久留米市自殺対策計画についての情報提供。※悪天候のため会議を中止し、資料配布。	12
R2	コロナ禍における自殺の現状と自殺対策の取り組みについて	コロナ禍における自殺の現状と取り組みについて情報共有。労働者への影響や各団体における相談状況及び自殺対策の取り組みについて意見交換。	9
R3	久留米市の自殺の現状・自殺未遂者支援について	久留米市における自殺の現状と自殺未遂者支援の取り組みについて情報共有。自殺未遂者への対応について意見交換。	7
R4	久留米市の自殺の現状・令和3年度久留米市民意識調査について	各団体において、自殺対策のために取り組んでいることや、課題と感じていること等について意見交換。	8
R5	久留米市の自殺者の状況について職域メンタルヘルス連絡会議構成団体で一体的に取り組む自殺対策について	久留米市における自殺の現状共有と、啓発リーフレット(ストレスチェックや相談窓口の掲載)の配布について内容や作成スケジュールを協議。	9

(8) 精神保健普及啓発

目的 精神保健に関する正しい知識の普及啓発を図ることを目的とする。

事業内容 市民が精神保健及び心の健康づくりに関心を持ち、精神疾患や精神的不健康状態の初期症状や前兆に対処することができるよう、また精神疾患に対する偏見をなくすため、広く精神保健及び心の健康づくりに関する知識の普及・啓発を実施する。

ア. 広報くめ及びホームページによる心の健康についての普及・啓発

イ. 街頭啓発（啓発グッズ、チラシ等の配布）

ウ. 自殺対策リボンの普及・啓発

エ. 精神保健に関するポスター・チラシ等の作成、配布

○実施状況

年度	内 容	実 績
R1	自殺予防週間啓発	西鉄久留米駅で啓発グッズ及びチラシ1,000部配布
	自殺対策強化月間啓発	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
	子ども向け相談カード配布	学校・関係機関へ4,500部配布
	自殺対策関連相談窓口一覧リーフレット配布	関係機関へ5,000部配布
	ゲートキーパーリーフレット配布	関係機関へ5,000部配布
R2	自殺予防週間啓発	図書館・書店に啓発グッズ4,400部配布
	自殺対策強化月間啓発	関係機関へ啓発グッズ800部配布
	子ども向け相談カード配布	学校・関係機関へ27,550部配布
	ゲートキーパーリーフレット配布	関係機関へ4,000部配布
	コロナ禍におけるこころのケア等に関する啓発	学校・関係機関へ啓発チラシ15,000部配布
R3	自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発	関係機関へ2,500部配布
	子ども向け相談カード配布	学校・関係機関へ6,200部配布
	ゲートキーパーリーフレット配布	関係機関へ4,000部配布
	大切な人を亡くされた方向けリーフレット配布	関係機関へ4,000部配布
	コロナ禍におけるこころのケア等に関する啓発	関係機関へ啓発チラシ20,000部配布
R4	自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発	図書館・書店に啓発グッズ5,000部配布
	子ども向け相談カード配布	学校・関係機関へ5,000部配布
	ゲートキーパーリーフレット配布	関係機関へ2,000部配布
	コロナ禍におけるこころのケア等に関する啓発	関係機関へ啓発チラシ20,000部配布
R5	自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発	図書館・書店の13ヶ所に啓発ポスターを配布 市内大学ポータル（3ヶ所）にてこころのケア及び相談窓口を周知啓発 啓発グッズの配布（しおり10,000枚、メモ帳1,300個、定規500個）
	子ども向け相談カード配布	学校・関係機関へ6,400部配布
	ゲートキーパーリーフレット配布	関係機関へ2,500部配布
	アフターコロナにおけるこころのケアチラシの配布	関係機関へ啓発チラシ19,000部

(9) かかりつけ医・精神科医連携研修

目的 うつ病は、身体症状として自覚することが多く、内科等のかかりつけ医を最初に受診する割合が高いことから、内科等のかかりつけ医と精神科等の専門医が連携し、うつ病の早期発見・早期治療のみならず、医療連携体制の整備及び地域支援ネットワークの構築を推進することを

目的として実施する。

事業内容 久留米市内に勤務する（開業医含む）内科等のかかりつけ医及び精神科医を対象に、うつ病の基礎知識、連携及び実践についての講義や症例検討を行う。

○実施状況 〔 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、DVD視聴による研修を実施  
令和3年から令和5年度はDVD視聴による研修とハイブリッド研修を実施。 〕

項目 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
開催回数（回）	2	1	2	2	2
参加者実人数（人）	294	1,000	1,107	1,134	1,097
参加者延人数（人）	397	1,000	1,107	1,134	1,097

(10) ゲートキーパー等研修事業

目的 身近な人の変化に気付き、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人（ゲートキーパー）の育成を目的として実施する。

事業内容 本市における自殺の現状や対策、うつ病等精神疾患の理解を深めることにより、ゲートキーパーとしての知識を身につけるための研修を開催する。

○実施状況

項目 \ 年度		R1	R2	R3	R4	R5
養成講座	回数（回）					
	参加者数（人）					
出前講座、 研修会	回数（回）	66	106	46	103	53
	参加者数（人）	2,111	2,958	2,612	2,307	5,665

(11) こころの相談カフェ

目的 保健所などの公的機関に相談することができず、生きづらさを抱える市民（本人、家族、支援者等）を対象に、市民の身近な場所で、臨床心理士等の専門的なカウンセラーに相談できる場を提供することで、市民のこころの健康の保持及び社会復帰支援を行うことを目的とする。

事業内容 相談窓口の開設

臨床心理士等の専門カウンセラーによる対面相談の実施、必要に応じて保健所や関係機関への引継ぎを行う。

①平日窓口・夜間窓口（夜間は平成29年6月から開始）

日時：第1・2・4・5火曜日 14時～17時 ・ 第3火曜日 17時30分～20時30分

場所：久留米市市民活動サポートセンター みんくる（久留米市六ツ門町）

②日曜窓口（平成29年6月から開始）

日時：毎月第3日曜日・偶数月第1日曜日 13時～16時

場所：久留米市立中央図書館、久留米市市民活動サポートセンター みんくる

○実施状況 （新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月は事業中止、4月～6月は電話相談へ切り替えて実施）

項目 \ 年度	R1		R2		R3		R4		R5	
	回数	利用 件数	回数	利用 件数	回数	利用 件数	回数	利用 件数	回数	利用 件数
平日午後	47	121	40	93	40	101	46	133	45	122
平日夜間	5	13	12	16	12	24	6	17	6	16
日曜午後	11	29	27	59	18	42	17	45	18	53



(12) SOSの出し方教育（平成30年度～）

目的 児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身に付けることができるようにするため、SOSの出し方に関する教育を実施する。

事業内容 生徒および職員に対して、授業を実施  
（実施1校につき、生徒向け授業1回、職員向け研修1回）

○実施状況

- ・令和元年度 5校、その他1回実施
- ・令和2年度 16校、その他1回実施
- ・令和3年度 市立中学校17校、市立高校2校
- ・令和4年度 市立中学校17校、市立高校2校
- ・令和5年度 市立中学校17校、市立高校2校

### 3. 結核公費負担医療費給付事業

事業名 結核公費負担医療費給付事業（担当課 保健所 保健予防課）

事業開始年度	平成20年度（中核市移譲事務）		
6年度予算	11,809千円 （手数料は含まない）	前年度決算	5,157千円 （手数料は含まない）
補助率	通院治療費：国1/2 入院治療費：国3/4	根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

目的 結核患者に対し、医療費を公費負担にすることで適切な医療を受けさせ、患者の治癒及び新たな感染のまん延を防ぐ。

事業内容 感染症法の規定に基づき、入院の勧告又は入院の措置を実施した結核患者若しくは治療のために医療機関に通院する結核患者の治療費について、感染症診査協議会（結核専門部会）の審議を経て承認を受けた者に対し、公費負担している。

○事業状況

年度 区分	R1		R2		R3		R4		R5	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額
通院患者	344	410,248円	373	480,809円	465	577,604円	439	449,072円	373	1,192,991円
入院患者	59	4,374,162円	73	6,551,488円	43	3,572,666円	51	7,167,338円	40	3,963,202円
計	403	4,784,410円	446	7,032,297円	508	4,150,270円	490	7,616,410円	413	5,156,193円

## 4. 感染症予防対策事業

事業名 感染症予防対策事業（担当課 保健所 保健予防課）

事業開始年度	平成20年度（中核市移譲事務）		
6年度予算	12,708円	前年度決算	6,542千円
補助率	国10/10・1/2	根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

### （1）結核対策事業

目的 結核患者の治癒の促進と感染拡大の防止等のための対策を推進する。

事業内容 結核に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、結核患者本人と家族等の患者接触者に対する定期的な結核健康診断を行う。さらに、結核治癒を妨げる要因である治療の自己中断・脱落や服薬不徹底を防止するため、医療機関と連携を図りながら患者の治癒率を高める結核DOTS事業（直接服薬確認療法）を行う。また、市内の学校等が行う結核健康診断（定期健康診断）の実施を推進するため、必要な経費について補助金を交付し、結核の早期発見と感染の拡大防止を図る。

#### ○実施状況

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
管理健診	47	33	52	79	70
接触者健診（胸部X線撮影）	105	152	77	71	43
（ツ反検査）	6	1	6	7	0
（IGRA検査）	134	245	186	103	84
定期病状調査	47	49	69	61	49
ホームレス健診	15	0	13	21	18
結核訪問指導	141	103	109	118	169
事例検討会（件） （事例・DOTS・コホート）	119	141	100	162	104
電話・来所相談	110	70	78	391	239
DOTSカンファレンス	93	123	114	124	94
結核予防費補助金 （交付件数） （補助金）	8 1,067,900円	8 991,200円	8 1,030,100円	8 1,006,500円	9 1,069,300円

### （2）感染症発生動向調査事業

目的 感染症の発生情報の正確な把握と分析及びその結果について情報提供し、感染症対策を効果的に実施する。

事業内容 報告対象となっている感染症について、市内の各医療機関あるいは県医師会を通じて週単位（一部感染症は月単位）で保健所に報告があり、保健所からシステム入力により県を通じて国に報告している。集計されたデータについては、国（感染症サーベイランスシステム）にて公開されている。

#### ○実施状況

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
病原体サーベイランス実施件数	137	27	32	45	80

※新型コロナウイルス感染症は除く

(3) 新型インフルエンザ等対策事業

目的 新型インフルエンザ等が発生した場合の健康被害と社会的影響を最小限に抑えるために、発生前から行政機関及び関係医療機関、市民各個人が準備し、発生時に適切な対応がとれるよう、必要な対策を構築する。

- 事業内容 ア. 市民等への情報提供  
市の広報やホームページ、出前講座を通じて、正しい知識の普及や発生に備えた準備等の啓発を実施する。
- イ. 医療体制の整備と医療対応  
久留米二次医療圏における医療体制を、県保健所や医師会・関係機関と協議し、整備を進める。
- ウ. 発生に備えた訓練の実施及び備品の点検  
平常時から、発生を想定した関係職員の感染予防に係る訓練を計画的に実施する。
- エ. 感染症発生動向調査の実施  
定点医療機関からの患者報告数の推移、ウイルスの病原性の変化等を把握し、早期の対策に備える。
- オ. 行動計画等の策定

- 実施状況 ①市民への正しい知識の普及啓発  
ホームページ等による情報提供
- ②関係機関への情報提供
- ③職員対象の感染症予防対策訓練
- ④医療資材の備蓄、備品の点検  
防護服や医療資材等の備蓄
- ⑤新型インフルエンザ等対策行動計画の確認及び業務計画の改訂

(4) 感染症対策事業

目的 感染症に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、感染症発生時には迅速な初動対策を実施する。また必要時感染症の発生情報を提供・公表することにより、感染症の発生を予防し、まん延の防止を行う。

- 事業内容 ア. 感染症に関する正しい知識の普及啓発
- イ. 感染症発生時の患者及び接触者等への疫学調査を行い、必要時健康診断や保健指導を行い、二次感染防止等感染拡大を防止する。
- ウ. 感染症発生時に、必要に応じて、感染症情報の公表を行い、市民等への注意喚起を行う。

○実施状況

区分		年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
感染症の発生及び調査（件）		59	26	45	84	172
インフルエンザ臨時休業施設累計		35	0	0	53	276
インフルエンザ情報の公表（回）		27	0	0	23	89
電話・来所相談		44	34	155	70	195
健康教育・研修会	実施回数	15	0	3	9	12
	対象人数	797	0	106	290	414

## 5. 特定感染症予防対策事業

事業名 特定感染症予防対策事業 (担当課 保健所 保健予防課)

事業開始年度	平成20年度(中核市移譲事務)		
6年度予算	15,592千円	前年度決算	10,597千円
補助率	国1/2	根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

### (1) 肝炎相談・検査

目的 肝炎相談や肝炎ウイルス検査の実施により、肝炎ウイルス感染への不安解消、肝炎ウイルス陽性者の早期発見・早期治療につなげることを目的とする。

事業内容 久留米市内の指定医療機関において、久留米市に住所を有し、過去に肝炎ウイルス検査や治療を受けたことがない20歳以上の者を対象として、B型・C型肝炎ウイルス無料検査を委託実施している。令和元年度までは、保健所でも検査を実施していたが、肝炎ウイルス検査を行える市内の医療機関が増加し、市内全域で受診が可能となったことから、令和2年度より指定医療機関のみの検査体制で実施しており、保健所では肝炎に関する相談対応のみを行っている。

#### ○実施状況

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
検査件数	1,358	1,090	1,025	880	900
(保健所)	(56)				
(医療機関)	(1,302)	(1,090)	(1,025)	(880)	(900)
相談件数	238	48	29	30	95

### (2) HIV・性感染症 検査・相談

目的 HIV・性感染症の予防とまん延防止、感染不安の解消を目的に、保健所において相談及び検査を実施するとともに、正しい知識の普及と啓発を行う。

事業内容 平日の毎週水曜日午前9時から11時に、保健所にて、HIV・梅毒・性器クラミジアに関する相談・検査を無料・匿名で実施し、検査結果を最短で1週間後の同じ時間帯に、直接本人に伝えている。検査結果が陽性の場合は、専門医療機関への受診勧奨を陽性者のプライバシーに配慮しながら実施している。

HIV検査普及週間(6月1日～6月7日)、世界エイズデー(12月1日)に合わせて、HIV・性感染症等に関する知識の普及啓発活動を実施するとともに、平成27年度から、6月、8月、12月の年3回、夜間に臨時の即日検査・相談を実施してきた。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は一時中止していたが、令和3年度は12月に1回、令和4年度、令和5年度は6月と12月に計2回、臨時の即日検査・相談を実施した。

#### ○実施状況

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
検査件数	922	186	386	655	793
(HIV)	(370)	(63)	(140)	(233)	(277)
(梅毒)	(278)	(62)	(142)	(234)	(278)
(クラミジア)	(274)	(61)	(104)	(188)	(238)
相談件数	1,276	296	498	976	1,161

(3) 風しん抗体検査

目的 公的な予防接種を受ける機会がなく、抗体保有率が低い世代（昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生の男性）や妊婦の同居者等に対し、風しん抗体検査を実施することで、妊婦への風しんウイルスの感染や、先天性風しん症候群の発生を予防する。

事業内容 平成25年7月から保健所において実施していたが、平成30年夏以降の全国的な流行拡大を受けて、市民の受検機会の拡大を図ることを目的に、平成31年2月以降は市内医療機関に委託して実施している。

(平成31年1月まで)

第3火曜日の午前9時から11時まで無料で実施。結果は約1～2週間後に郵送により通知（必要に応じて保健指導を実施）。対象者は久留米市民であり、次の1又は2の要件に該当する者。

1. 妊娠を希望する女性
2. 妊婦の夫・パートナー  
(ただし妊婦の風しん抗体価が低い\*又は妊婦が抗体検査未実施の場合のみ)  
\*「風しん抗体価が低い」とは、HI法で16倍以下又はEIA法8.0未満を指す。

(平成31年2月8日から3月31日まで)

対象者は、久留米市に住所を有し、次の要件に該当する者。ただし、過去に検査を受けたことが明らかである者、風しんの予防接種歴が明らかである者及び風しんの確定診断を受けた者を除く。

1. 妊娠を希望する女性（妊婦を除く）
2. 妊娠を希望する女性の配偶者（パートナーを含む）又は同居者
3. 妊婦の配偶者（パートナーを含む）又は同居者  
(ただし妊婦の抗体検査で、抗体価が低い又は未実施の場合のみ)
4. 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性  
なお、予防接種が推奨される風しん抗体価は、上記4にのみ該当する者の場合、HI法で16倍未満、EIA法で6.0未満。それ以外に該当する者の場合は、HI法32倍未満、EIA法8.0未満とする。

(平成31年4月1日以降)

対象者は、久留米市に住所を有し、次の要件に該当する者。ただし、過去に検査を受けた結果、十分な免疫を保有していることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。

1. 妊娠希望者（妊婦は除く）
2. 妊娠希望者及び妊婦の配偶者（パートナーを含む）及び同居者  
(ただし、妊娠希望者及び妊婦が、検査で風しんの感染予防に十分な免疫を保有していることが判明している場合を除く。)
3. 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性  
(集合契約を締結した全国の医療機関等で受検可能。なお、定期予防接種の対象となる抗体価基準はHI法8倍以下、EIA法6.0未満。)

○実施状況

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
抗体検査件数	3,773	4,191	2,106	1,712	743
予防接種件数	1,666	1,521	941	905	627

## 6. 予防接種事業

事業名 予防接種事業 (担当課 保健所 保健予防課)

事業開始年度	平成6年度		
6年度予算	1,239,485千円	前年度決算	996,440千円
補助率	—	根拠法令等	予防接種法

目的 市民へ各種予防接種を実施することで、感染のおそれがある疾病に関する免疫確保を図り、その蔓延防止と感染予防に努めている。

○事業内容 定期予防接種 (令和6年度)

種 類	対 象 者	回 数
BCG * 6	生後1年に至るまでの間にある者	1回
五種混合(DPT-IPV-Hib) * 17 ジフテリア(D)、百日咳(P)、 破傷風(T)、ポリオ(IPV)、 ヒブ(Hib)	生後2～90月に至るまでの間にある者	初回3回 追加1回
四種混合(DPT-IPV) * 5	生後2～90月に至るまでの間にある者	初回3回 追加1回
三種混合(DPT)	生後2～90月に至るまでの間にある者	初回3回 追加1回
二種混合(DT)	11歳以上13歳未満の者	1回
ポリオ(IPV) * 4	生後2～90月に至るまでの間にある者	初回3回 追加1回
麻しん・風しん * 1 * 3	1期：生後12～24月に至るまでの間にある者	1回
麻しん(M)又は風しん(R) 若しくは麻しん風しん混合(MR)	2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間	1回
風しん 風しん(R)若しくは麻しん風 しん混合(MR) * 11	5期：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性	1回
日本脳炎 * 3 * 6 * 9	1期：生後6～90月に至るまでの間にある者 2期：9歳以上13歳未満の者	初回2回 追加1回 1回
ヒブ * 2 * 6	生後2～60月に至るまでの間にある者	接種開始年齢により 1～4回
小児用肺炎球菌 * 2 * 6	生後2～60月に至るまでの間にある者	接種開始年齢により 1～4回
子宮頸がん予防 * 2 * 6 * 7 * 15 * 16	小学6年生～高校1年生相当の女子	3回
水痘 * 8	生後12～36月に至るまでの間にある者	2回
B型肝炎 * 10	生後1年に至るまでの間にある者	3回
ロタウイルス * 14	1価ワクチン 生後6週～24週までの間にある者 5価ワクチン 生後6週～32週までの間にある者	2回 3回
インフルエンザ (10月～1月実施)	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者	1回
高齢者の肺炎球菌 * 8	・65歳の者で、今までにこのワクチンを接種したことがない者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者	1回

○事業内容 任意予防接種（令和6年度）

種 類	対 象 者	回 数
風しん 麻疹風しん混合（MR） *12	過去に風しん抗体検査を受け、抗体価が低いことが判明した以下の者 （１） 妊娠希望者（妊婦は除く） （２） 妊娠希望者及び妊婦の ① 配偶者（パートナー含む） ② 同居者  *ただし、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を除く。なお、（２）については、妊娠希望者及び妊婦が、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体があることが判明している場合は対象としない。	1回
おたふくかぜ *13	1歳以上2歳未満の者	1回

- \*1 平成20年4月1日 中学1年生、高校3年生相当の者を対象に、麻疹風しん3・4期開始（平成25年3月31日終了）
- \*2 平成23年2月1日 子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進事業として、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン（任意接種）公費助成開始（平成25年4月1日から定期化）
- \*3 平成23年5月20日 麻疹風しん予防接種4期に高校2年生を追加（平成24年3月31日まで）  
日本脳炎対象者に特例対象者（平成7年6月1日から平成19年4月1日までに生まれた者）を追加し、1・2期の接種期間を20歳未満とする
- \*4 平成24年9月1日 ポリオの定期予防接種ワクチンが生ワクチン（集団接種）から不活化ワクチン（個別接種）に移行
- \*5 平成24年11月1日 四種混合が定期接種として導入
- \* 平成25年1月30日 長期療養者のための特例措置施行
- \*6 平成25年4月1日 ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチンが定期接種として導入  
BCGの対象年齢が「生後6か月に至るまでの間」から「生後1年に至るまでの間」に拡大  
日本脳炎特例対象者が「平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者」に拡大
- \*7 平成25年6月15日 子宮頸がん予防ワクチン積極的勧奨差し控え
- \*8 平成26年10月1日 水痘、高齢者の肺炎球菌が定期接種として導入
- \*9 平成28年3月31日 日本脳炎特例対象者（平成19年4月2日～平成21年10月1日）は1期不足分を2期の年齢で接種可能
- \*10 平成28年10月1日 B型肝炎が定期接種として導入
- \*11 平成31年2月8日 風しん5期が開始（令和7年3月31日まで）風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められた者を除く
- \*12 平成31年2月8日 妊婦への風しんウイルスの感染を予防し、先天性風しん症候群の発生を防ぐことを目的に風しんの任意接種を開始
- \*13 令和元年6月1日 おたふくかぜ予防接種費用の一部助成を開始
- \*14 令和2年10月1日 ロタウイルスが定期接種として導入
- \*15 令和3年11月26日 子宮頸がん予防ワクチン積極的勧奨差し控えの終了
- \*16 令和4年4月1日 令和4年4月から令和7年3月までの3年間、平成9年度生まれから高校2年生相当の女子を対象に公費助成開始
- \*17 令和6年4月1日 五種混合が定期接種として導入

## ○年度別予防接種者数

(単位：人)

年度		R1	R2	R3	R4	R5
BCG		2,621	2,569	2,342	2,234	2,153
四種混合	1期初回1回目	2,622	2,507	2,354	2,278	2,363
	1期初回2回目	2,621	2,509	2,379	2,272	2,378
	1期初回3回目	2,649	2,555	2,352	2,252	2,360
	1期追加	2,810	2,686	2,494	2,165	2,232
三種混合	1期初回1回目	0	0	0	0	0
	1期初回2回目	0	0	0	0	0
	1期初回3回目	0	0	0	0	0
	1期追加	0	0	0	0	0
二種混合		2,296	2,514	2,168	2,091	2,300
ポリオ (不活化)	1期初回1回目	0	0	0	0	0
	1期初回2回目	1	0	0	0	0
	1期初回3回目	0	1	0	0	0
	1期追加	2	0	0	0	0
MR	1期	2,672	2,585	2,416	2,219	2,186
	2期	2,819	2,332	2,816	2,487	2,534
麻しん	1期	0	0	0	0	0
	2期	0	0	0	0	0
風しん	1期	0	0	0	0	0
	2期	0	0	0	0	0
	5期 * 2	558	900	434	335	122
風しん (任意) * 3		1,108	621	506	570	505
日本脳炎	1期初回1回目	2,967	2,876	2,151	2,674	2,353
	1期初回2回目	2,974	2,883	2,134	2,523	2,304
	1期追加	3,041	2,769	1,417	3,408	2,396
	2期	3,381	3,030	1,139	3,542	3,082
ヒブ	1回目	2,638	2,451	2,368	2,249	2,182
	延べ	10,289	10,340	9,517	8,959	8,694
小児用 肺炎球菌	1回目	2,647	2,443	2,370	2,251	2,184
	延べ	10,558	10,104	9,489	8,949	8,695
子宮頸がん予防	1回目	38	156	426	1,217	1,758
	2回目	31	105	414	1,052	1,341
	3回目	21	45	348	710	1,078
水痘 (定期)	1回目	2,650	2,570	2,426	2,224	2,218
	2回目	2,556	2,595	2,368	2,071	2,060
B型肝炎 * 1	1回目	2,634	2,444	2,363	2,245	2,188
	2回目	2,593	2,510	2,333	2,261	2,183
	3回目	2,525	2,586	2,292	2,190	2,127
季節性インフルエンザ		43,662	58,644	48,729	49,426	46,287
高齢者の肺炎球菌		3,007	4,061	3,091	2,660	3,322

\* 1 平成28年10月から、同年4月以降に生まれた0歳児を対象に、B型肝炎が定期接種化されたことを受け、同年4月から9月生まれの定期接種期間が短かった者を対象に、市独自で接種期間の最大6か月の延長を実施。

\* 2 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性（風しん抗体検査を受けた結果、十分な風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く）を対象に平成31年2月から実施。

\* 3 平成31年2月から、妊婦への風しんウイルスの感染を予防し、先天性風しん症候群の発生を防ぐことを目的に任意予防接種を実施。



## 7. 新型コロナウイルス感染症対策

事業名 新型コロナウイルス感染症公費負担医療費（扶助費）（担当課 保健所 保健予防課）

事業開始年度	令和2年度		
6年度予算	720千円 (手数料は含まない)	前年度決算	76,182千円 (手数料は含まない)
補助率	国3/4	根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

### (1) 新型コロナウイルス感染症公費負担医療費

目的 検査で陽性と判定された患者の入院にかかる医療費について、保険適用分を除く自己負担分に相当する額を公費で負担するもの。

事業内容 支払審査機関（国保連・社会保険支払基金）との委託契約により、請求に基づき自己負担相当分を審査機関へ支払う。

#### ○実施状況

区分 \ 年度	R3	R4	R5
事業費（千円）	113,451	330,439	76,182
件数	284	3,501	725

事業名 新型コロナウイルス感染症予防対策費（担当課 保健所 総務医薬課、衛生対策課、保健予防課、健康推進課、地域保健課）

事業開始年度	令和2年度		
6年度予算	11,977千円	前年度決算	362,324千円
補助率	国1/2、10/10 県10/10	根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

### (1) コールセンター設置・運営委託

目的 新型コロナウイルス感染症に関する市民からの相談・問合せに対応し、市民の不安の解消やスムーズな受診・療養を促す。

事業内容 24時間・土日祝日対応の電話相談窓口を設置。看護師等のオペレーターを配置している。

#### ○実施状況

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5
事業費（千円）	43,182	82,572	172,353	136,278
相談件数（件）	17,379	18,365	32,752	5,027

### (2) 高齢者・保育施設等従事者へのPCR事業

目的 高齢者施設や保育園・学校等は、感染者が発生した場合の影響が大きいことから、施設従事者に対するPCR検査を実施し、感染者の早期発見と感染拡大の防止を図る。

事業内容 検査の申込受付・検体採取・運搬・分析・結果通知を業務委託により行う。検査は希望者1人月1回までとし（感染拡大期は週1回検査に拡充）、自己負担は無料。検査申込はウェブ上で行い、従事者はスマホ専用アプリの説明動画等を見て、送られてきた検体採取キットを使って自分で検体（唾液）を採取し、施設ごとに取りまとめて検査機関に送付する。

単価 5,500円

○実施状況

年度	R2	R3	R4
事業費（千円）	62,064	135,930	351,142
件数	416施設(6,102件)	567施設(30,839件)	682施設(68,773件)

(3) 地域外来・検査センター運営事業

目的 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者への感染予防と拡大防止を図る。

事業内容 施設従事者に対して、抗原検査キットによる検査を実施するため、検査キットの送付等を一体的に委託するもの

○実施状況

年度	R5
事業費（千円）	111,661
件数	56,437

(4) 地域外来・検査センター運営事業（令和4年度までの実施）

目的 新型コロナ疑い患者のPCR検査を効率的に実施する地域外来・検査センターを設置することにより感染拡大時の検査能力を確保し、感染拡大防止と市民の不安軽減を目的とする。

事業内容 市内医療機関3か所に業務委託によりドライブスルー型の検査センターを設置。市内医療機関からの紹介患者及び保健所が疫学調査により特定した濃厚接触者等のPCR検査を行う。

○実施状況

年度	R2	R3	R4	R5
事業費（千円）	30,524	56,806	22,018	-
開設日数 （3か所合計）	262	347	137	-

(5) 保険適用検査業務（地域の診療所等で行われる検査）

目的 PCR検査費用（初診料等の診療費は除く）は医療保険が適用され、自己負担に相当する額は公費で負担される。民間でのPCR検査の増加や簡易検査キットの開発により、地域の診療所等でも検査を受けやすい体制が整っている。※R3.11.1時点で153医療機関で実施可

事業内容 支払審査機関（国保連・社会保険支払基金）との委託契約により、請求に基づき自己負担相当分を審査機関へ支払う。

○実施状況

年度	R2	R3	R4	R5
事業費（千円）	65,742	318,059	481,515	54,017
件数	17,835	84,169	246,818	28,016

(6) 濃厚接触者PCR検査業務（令和4年9月26日以降、全数把握の見直しにより終了）

目的 感染拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者に対して、保健所の調整の下、行政検査としてPCR検査を実施する。

事業内容 検査は、濃厚接触者等に対する行政検査の実施について契約を結んだ地域・外来検査センター等の医療機関において行い、検査費用は公費で負担する。

単価 14,840円

○実施状況

年度	R2	R3	R4	R5
事業費（千円）	127,115	579,925	51,317	-
件数	4,290	25,235	3,458	-

(7) 新型コロナウイルス感染（クラスター）事案発生時等に備える体制整備

目的 衛生検査センターにPCR検査体制を整備し、新型コロナウイルスの濃厚接触者等の行政検査について、クラスター発生等に伴う検体増等を想定し、市でも柔軟に対応することを目的とする。

事業内容 必要な検査機器の設置及び試薬等消耗品を購入し、唾液等のPCR検査を実施する。

○実施状況

年度	R3	R4	R5
事業費（千円）	8,707	917	478
件数	1,125	99	0

(8) 自宅療養者に対するパルスオキシメーター貸与事業（令和4年度までの実施）

目的 市内在住の陽性者のうち軽症者・無症状者で、自宅で療養する者に対して、容態の変化を早期に把握するため、酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターを貸与することで、安心して療養できる環境を整備することを目的とする。

事業内容 委託業者が陽性者の自宅へ「置き配」で玄関先等へパルスオキシメーターを届ける。

○実施状況

年度	R2	R3	R4	R5
事業費（千円）	38	11,132	11,490	-
件数	4	1,857	3,287	-

(9) 自宅療養者向け配食サービス事業

目的 市内在住の陽性者のうち軽症者・無症状者で、宿泊療養施設への入所が困難なために自宅で療養する者に対して、自宅へ配食サービス（1日3食）を実施することで、安心して療養できる環境を整備することを目的とする。

事業内容 委託業者が陽性者の自宅へ「置き配」で玄関先等へ食事を届ける。

○実施状況

年度	R2	R3	R4	R5
事業費（千円）	30	100,066	326,684	570
件数	2人(2食分)	22,148人(66,445食分)	61,579人(184,738食分)	126人(380食分)

(10) 患者移送業務

目的 患者等（軽症、無症状）のホテル、医療機関等への移送について、民間業者に委託することで、運行の安全を確保するとともに職員の負担を軽減し、感染拡大期において迅速かつ効率的に対応できる体制を確保することを目的とする。

事業内容 委託業者が公用車両で、陽性患者等のいる住所地（自宅等）に迎えに行き、指示された施設（ホテル、医療機関等）へ移送する。

○実施状況

年度	R3	R4	R5
事業費（千円）	8,272	37,386	955
件数（人）	2,341	2,440	7

(11) 陽性者発生施設等医師派遣事業

目的 自宅療養者や施設内での療養を行う者に対して、地域の医療機関の医師や看護師を自宅等へ派遣し、診療に対して支援を行う。

事業内容 陽性者1人当たり 医師：50千円/日、看護師：20千円/日

○実施状況

年度	R3	R4	R5
事業費（千円）	9,519	42,201	83
件数（人）	119	1,018	1

(12) 自宅療養者等外来診療体制構築事業

目的 新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等の療養中の症状悪化等に備えて、速やかに対応できるよう、外来受診や入院ができる医療体制を構築する。

○実施状況

年度	R4	R5
事業費（千円）	320,686	83
件数（人）	8,820	1

(13) 新型コロナ陽性者連絡ショートメッセージ（SMS）（令和4年度までの実施）

目的 陽性者・自宅療養者等に対する様々な情報をショートメッセージサービスで一括送信することにより、陽性者への迅速な連絡、的確な情報提供、事務事業の効率化等を図る。

○実施状況

年度	R4	R5
事業費（千円）	16,315	-

## 8. 新型コロナウイルスワクチン接種事業

事業名 新型コロナウイルスワクチン接種事業

(担当課 保健所 保健予防課)

事業開始年度	令和2年度		
6年度予算	0千円	前年度決算	610,990千円
補助率	10/10	根拠法令等	予防接種法

目的 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律第5条の規定による改正前の予防接種法附則第7条第1項の規定に基づく臨時の予防接種として、疾病に対する免疫を確保し、まん延防止と感染予防を図り、もって市民の健康を守ることを目的として実施する。

事業内容 薬事承認を受けたワクチンを使用し、接種対象者への初回接種及び追加接種を実施する。  
久留米市では、ファイザー社及びモデルナ社のワクチンを使用。武田社（ノババックス）のワクチンは、福岡県が設置する集団接種会場で使用。

### ○ 初回接種について

ワクチンのメーカー	接種対象	接種間隔
ファイザー社	生後6か月以上4歳以下	1回目の接種完了後、20日の間隔をおいて2回目を接種した後、55日以上の間隔をおいて3回目を接種する。
	5歳以上11歳以下	1回目の接種完了後、20日の間隔をおいて2回目を接種
武田社（ノババックス）	12歳以上	
モデルナ社		1回目の接種完了後、27日の間隔をおいて2回目を接種

### ○ 第一期追加接種について

ワクチンのメーカー	接種対象	接種間隔
ファイザー社	12歳以上	初回接種の完了後、3か月以上の間隔をおいて1回接種
モデルナ社		

### ○ 第二期追加接種について

ワクチンのメーカー	接種対象	接種間隔
ファイザー社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 60歳以上の者</li> <li>・ 18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する者並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者</li> </ul>	第一期追加接種の完了後、3か月以上の間隔をおいて1回接種
モデルナ社		

○ 令和4年秋開始接種について

ワクチンのメーカー	接種対象	接種間隔
ファイザー社 (オミクロン株対応)	5歳以上	初回接種が完了し、かつ、最後に受けた接種の3か月以上の間隔において1回接種
モデルナ社 (オミクロン株対応)	12歳以上	
武田社(ノババックス)		

○ 令和5年春開始接種について

ワクチンのメーカー	接種対象	接種間隔
ファイザー社 (オミクロン株対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳以上の者</li> <li>・ 基礎疾患保有者</li> <li>・ 高齢者施設等の従事者</li> </ul>	初回接種が完了し、かつ、最後に受けた接種の3か月以上の間隔において1回接種
モデルナ社 (オミクロン株対応)		

○ 令和5年秋開始接種について

ワクチンのメーカー	接種対象	接種間隔
ファイザー社 (オミクロン株対応)	5歳以上の者	初回接種が完了し、かつ、最後に受けた接種の3か月以上の間隔において1回接種
モデルナ社 (オミクロン株対応)		

○ 1回目・2回目の接種者数及び接種率(令和6年3月31日現在)

年齢区分	対象者	接種回数		接種率(%)	
		1回目	2回目	1回目	2回目
65歳以上	83,892	78,187	77,964	93.2	92.9
60歳～64歳	17,198	15,208	15,146	88.4	88.1
50歳～59歳	39,403	33,871	33,669	86.0	85.4
40歳～49歳	38,669	31,788	31,497	82.2	81.5
30歳～39歳	28,113	20,985	20,717	74.6	73.7
20歳～29歳	23,602	17,297	16,972	73.3	71.9
12歳～19歳	22,459	13,437	13,145	59.8	58.5
5歳～11歳	19,103	2,341	2,240	12.3	11.7
6か月～4歳	10,120	233	223	2.3	2.2
対象者合計	282,559	213,347	211,573	75.5	74.9
全人口(R6.4.1)	300,516	—	—	—	—

○ 3回以上の接種者数及び接種率(令和6年3月31日現在)

年齢区分	対象者	接種回数			接種率(%)		
		3回目	4回目	5回目	3回目	4回目	5回目
65歳以上	83,892	75,963	70,542	62,298	90.5	84.1	74.3
60歳～64歳	17,198	14,187	11,418	7,812	82.5	66.4	45.4
50歳～59歳	39,403	29,536	19,700	9,104	75.0	50.0	23.1
40歳～49歳	38,669	24,971	13,627	5,253	64.6	35.2	13.6
30歳～39歳	28,113	15,447	6,967	2,430	54.9	24.8	8.6
20歳～29歳	23,602	12,337	4,869	1,328	52.3	20.6	5.6
12歳～19歳	22,459	8,145	3,521	714	36.3	15.7	3.2
5歳～11歳	19,103	1,123	396	151	5.9	2.1	0.8
6か月～4歳	10,120	178	65	—	1.8	0.6	—
対象者合計	282,559	181,887	131,105	89,090	64.4	46.4	31.5
全人口	300,516	—	—	—	—	—	—

○ 3回以上の接種者数及び接種率（令和6年3月31日現在）

年齢区分	対象者	接種回数		接種率（%）	
		6回目	7回目	6回目	7回目
65歳以上	83,892	48,960	36,828	58.4	43.9
60歳～64歳	17,198	3,902	803	22.7	4.7
50歳～59歳	39,403	2,792	1,635	7.1	4.1
40歳～49歳	38,669	1,732	924	4.5	2.4
30歳～39歳	28,113	757	386	2.7	1.4
20歳～29歳	23,602	328	145	1.4	0.6
12歳～19歳	22,459	11	2	0.0	0.0
5歳～11歳	19,103	—	—	—	—
6か月～4歳	10,120	—	—	—	—
対象者合計	282,559	58,482	40,723	20.7	14.4
全人口	300,516	—	—	—	—

○ 3回以上の接種者数及び接種率（令和6年3月31日現在）

年齢区分	対象者	接種回数			接種率（%）		
		R4年秋	R5年春	R5年秋	R4年秋	R5年春	R5年秋
65歳以上	83,892	64,955	46,683	45,265	77.4	55.6	54.0
60歳～64歳	17,198	10,614	1,181	5,661	61.7	6.9	32.9
50歳～59歳	39,403	19,503	2,751	7,684	49.5	7.0	19.5
40歳～49歳	38,669	13,799	1,763	3,978	35.7	4.6	10.3
30歳～39歳	28,113	7,323	818	1,789	26.0	2.9	6.4
20歳～29歳	23,602	5,642	396	1,089	23.9	1.7	4.6
12歳～19歳	22,459	5,021	25	930	22.4	0.1	4.1
5歳～11歳	19,103	401	0	233	2.1	0.0	1.2
6か月～4歳	10,120	—	—	65	—	—	0.6
対象者合計	282,559	127,258	53,617	66,694	45.0	19.0	23.6
全人口	300,516	—	—	—	—	—	—